

受付
番号

種 目 番 号

連絡先

磯子区総務課

担当者名

夏目 拓実

電

話

750 - 2316

設 計 書

1 件 名 第20回統一地方選挙に係る仮設投票所(第20投票区)の賃貸借

2 履 行 場 所 横浜市磯子区田中2-4-8 JA横浜磯子支店内駐車場

3 履行期間 期間 契約締結日 から 投票日3日後 まで
又は期限 期限 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 仕様書及び添付資料記載のとおり

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 賃 貸 借 概 要 本件は、第20回統一地方選挙の執行に伴い、磯子区の第20投票区の
仮設投票所をJA横浜磯子支店内駐車場内へ設置し、発注者へ貸与する。
また、使用後の仮設投票所を撤去する。

8 部分払

する (回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

賃貸借料金額

¥

内 訳 業 務 価 格

¥

消費税及び地方消費税相当額

¥

名称	形状等	<input checked="" type="checkbox"/> 確定数量 <input type="checkbox"/> 概算数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
ユニットハウス 本体賃借料		6	棟			
建上費		1	式			
解体費		1	式			
連結部材費		1	式			
重機料		1	式			
運搬費		1	式			
窓ガラス		1	式			
パーテーション	2.7m×4.5m 高さ2.5m程 ドア付きまたは一部可動式	1	式			
出入口スロープ	横幅 出入口の幅 勾配 12分の1縁付き	2	箇所			
手すり	出入口それぞれに設置	2	箇所			
庇	横幅 出入口の幅以上、 奥行き 1.5m以上	1	式			
スロープ・庇撤去費		1	式			
簡易トイレ	洋式タイプ・汲み取り式	1	式			
手洗いユニット	手洗い器	1	式			
排泄物等処理		1	式			
電気設備工事		1	式			
エアコンリース	5馬力 2台	1	式			
エアコンリース	1馬力 1台	1	式			
諸経費		1	式			
消費税及び地方消費税						
計						

仕 様 書

1 総則

- (1) 本件は、横浜市賃貸借契約約款及び仮設建物等の設置に関する約款を適用する。
- (2) 本件の仕様は、横浜市賃貸借契約約款に定めるものの他は、この仕様書による。

2 概要

第 20 回統一地方選挙において、次に定めるとおり、仮設投票所の賃貸借を行うものである。

3 履行場所

横浜市磯子区田中 2 - 4 - 8 J A 横浜 磯子 支店内 駐車場

4 履行期間

設置及び撤去工事期間は次のとおりとする。

設置期間	使用期間	撤去期間
投票日 4 日前 ～投票日 2 日前 ・ 令和 5 年 4 月 5 日 (水) ～ 4 月 7 日 (金)	投票日前日 ～投票日当日 ・ 令和 5 年 4 月 8 日 (土) ～ 4 月 9 日 (日)	投票日翌日 ～投票日 3 日後 ・ 令和 5 年 4 月 10 日 (月) ～ 4 月 12 日 (水)

※ 設置及び撤去の詳細スケジュールについては、別途協議を行う。

5 建物概要

ユニットハウス 約 107 平方メートル

6 電気工事関係

照 明	照明用スイッチ	電気コンセント	エアコン	換気扇
40W × 2 灯式 24 か所	各 6 か所	2 口 × 5 か所以上	3 か所	1 か所

7 仕様図及び設置図

- (1) 別添、レイアウトのとおり

8 契約事項

- (1) 諸登録確認が生じた場合、直ちに国土交通大臣または都道府県知事が発行する建築事務所登録許可書または建築士免許証明書を提示出来るようにしておくこと。
- (2) 契約履行時に建築設計・監理業務を他の業者に委託する場合、直接委託できる業者に限る。

※ 落札業者から他の業者に直接委託する場合は、事前に磯子区総務課へ報告し、委託関係を明確にするため、業者間の取り交した委託契約書や委任状の複写文書を磯子区総務課へ提出すること

- (3) 本賃貸借契約については、横浜市賃貸借契約約款および仮設建物の設置に関する約款に基づくものとする。
- (4) 契約金額には、この業務に関し発生する経費（電源に関する電力会社への手続き費用及び賃貸借期間中に使用した電気料金の光熱水費なども含めた一切）を含むこととする。
- (5) 関係機関に対する各種必要書類の入手、作成及び提出等、仮設投票所の設置・撤去に必要な法令上の一切の手続きを行うこと。申請手続き等は工事に影響を与えないよう、時間に余裕を持って行うこと。
- また、これら諸手続きにかかる各種書類については、1部を磯子区総務課にも提出することとする。
- なお、横浜市建築局建築指導部建築指導課における仮設建築物建築許可申請手数料及び、計画通知、許可に関する算定手数料については、磯子区長名を記載した減免申請手続き書を入手し減免を受けることができる。
- ※ ただし、指定構造計算適合判定機関による構造計算審査に係る手数料は免除しない。
- (6) 完成した設計図若しくは設計図の複製を磯子区総務課に提供すること。
- (7) 設置工事及び解体撤去工事の工事完了期日は厳守すること。
- （ただし、自然災害や予期することができない特別な状態が生じた時はただちに磯子区総務課へ報告し別途協議を行うこと。それ以外の雨天等による工事遅延は認めない。）
- (8) 契約成立後、ただちに磯子区総務課に打合せに来ること。また、工期スケジュールを必ず示すこと。

9-1 一般事項

- (1) 仮設投票所物品などの設置位置については、原則として別添レイアウトのとおりとするが、パーテーション・コンセント・窓・換気扇・エアコン・スロープ・仮設トイレ及び洗面台等の具体的な設置位置等については、別途協議して定めることとする。
- (2) シックハウス症候群及び化学物質過敏症対策として、横浜市建築物シックハウス対策ガイドラインに則り、J I S・J A SのF☆☆☆☆の建材か国土交通省告示第1113号から第1115号で定める建材（もしくは規制対象外の建材）を使用し機械換気設備等を設置すること。（建築基準法第28条の2、建築基準法施行令第20条の4～20条の7）
- (3) 設置工事中は一般市民が立ち入らないよう、バリケード及びトラテープ等により工事箇所を明確に区分すること。また、「仮設投票所工事中」、会社名、現場責任者名を明示した看板を作成し現場に掲示すること。
- また、設置工事中においては、警備員等を配置し、車両の交通整理を行うなど、安全対策を講じること。
- (4) 仮設投票所の出入口に設置する段差是正スロープは、出入口と同じ横幅とし、建築基準法施行令第26条に則り、勾配は8分の1から12分の1の間とすること。また、ずれたりしないように確実に固定し、両端に転落防止用の縁及び手すりを付けるとともに、滑り止め対策（例 ピラミッド状ゴムマットを敷く等）を講じること。

なお、出入り口の敷居部分については、有権者等がつまづくことがないように対策（例 ドアを開けているときに当区で容易に設置できるように段差是正スロープを製作・用意する等）を講じること。

手摺りについては、高さが 75cm 以上 85cm 以下とする。また、手摺りを設置する際に、駐車場のコンクリート面を傷つけないように十分注意すること。

- (5) 本仮設建物は、雨漏り厳禁を絶対条件とし、耐震性・防火性に優れ、すきま風が入ったり、床が抜けたりしないようにすること。また、柱を室内（壁部分を除く）に設置しないこととする。
- (6) 室内床については耐水性があり、水に濡れても滑りにくい材質を使用すること。
- (7) 東京電力㈱に対する一切の必要な手続（電気料金の支払を含む。）及び電気設備工事を行った上で相当の電力を確保し、電気を確実に使用できるようにすること。また電気設備設置後に必ず通電状態などを確認すること。仮設投票所内の照明・パソコン（2台）・エアコン・換気扇・湯沸しポットなどを同時に使用できるようにすること。

※選挙事務の中で、パソコンの使用が必要不可欠になるため、電源の確保には特に注意を払うこと。

- (8) 仮設建物の出入口は 2 箇所設け、1 本の鍵で両方の出入口の施錠・開錠が可能であることとし、施錠が出来ることを確実に確認すること。
また、使用期間開始日の前日までに仮設建物等の鍵を最低各 3 本以上磯子区総務課に引き渡すこと。なお、引き渡し方法については、別途調整とする。
- (9) 仮設投票所の室内及び出入り口付近（外灯）に照明を設けること。室内照明は夜間においても十分な明るさを確保できるものとする。
- (10) 仮設投票所の室内高は 3 m 程度、出入り口の高さは 2 m 程度を確保すること。
- (11) 仮設投票所の出入り口の上に設置する庇は、出入り口の幅以上とし、張り出し部の長さは 1.5m 程度とすること
- (12) 設置工事・解体工事終了後に設置場所の整理清掃を行うこと。ねじ・釘等の残材はすべて持ち帰ること。設置等にあたり、舗装・施設・樹木等を傷つけないよう十分注意し、万が一破損した場合は現状復帰工事を行うこと。
- (13) 仮設投票所の設置が完了したときは、各所の使用方法及び使用上の注意事項並びに設備について磯子区担当者に説明すること。

9-2 特記事項

- (1) 仮設投票所の出入口及び窓は、引違い形式とすること。ただし、車いすで選挙に来られる方にも配慮した出入口とすること。また、窓については、出入口を含めいずれの窓も外から室内が見えないように対策（例 曇りガラスにする等）を講じること。
- (2) 仮設投票所室内に設置するパーテーションは、外から中が見えないようにガラスが付いていないもので、スチールのように頑丈で倒れにくい材質を使用しその高さは 2.5m 程度とすること。
また、パーテーションには簡易的なドアを設置するか、パーテーションの一部を可動式とし、出入りが容易に行えるようにすること。

(3) 上記ユニットハウスの他、洋式タイプの仮設トイレ及び室内に洗面台を設置すること。

ア 仮設トイレは非水洗式で大小便兼用とし、室内照明を設けること。

イ 仮設トイレのドアに鍵を設けること。鍵の引き渡しは、仮設投票所の鍵の引き渡しと同時に行うこと。

ウ 仮設トイレ及び洗面台で使用する水を入れておくためのタンクは、水を満杯にして引き渡しをすること。また、当該タンクは水が無くなった場合に磯子区職員で容易に補給できるものであること。

エ 緊急事態になったとき、直ちに外部に知らせることができ、外部と連絡が取ることができる機能が付いていること。

オ **使用するに耐えないにおいや汚れのあるものを当区に引き渡さないこと。**

カ タンクに残った水及び排泄物は、排泄物処理者とあらかじめ調整（処理費用の支払を含め、一切の必要な手続を行うこと。）して直ちに処理すること。

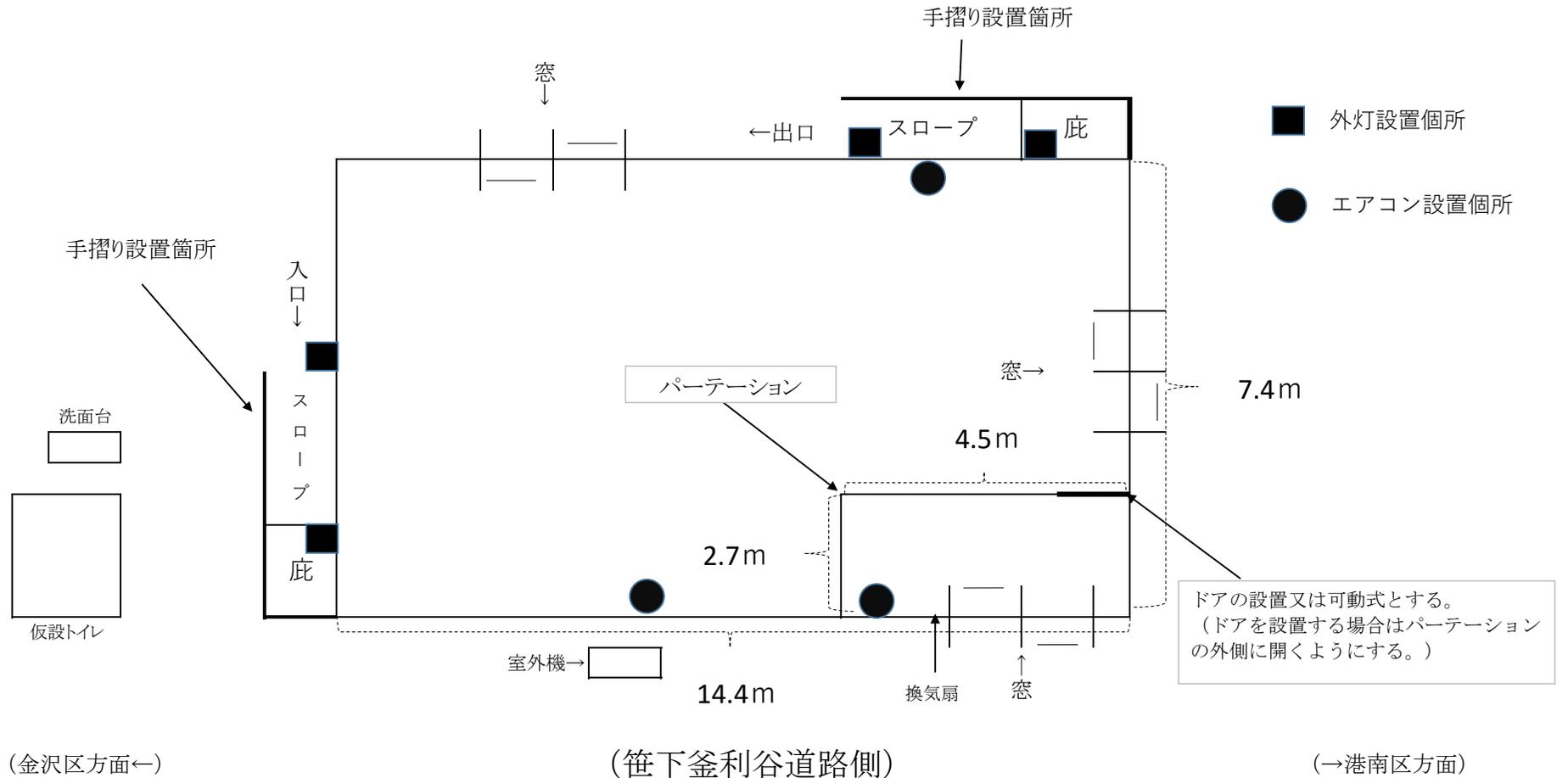
(4) 契約書（各種約款・設計書・仕様書を含む。）を厳守して機材等の運搬及び各種工事等を安全・確実に行い、当区及び横浜農業協同組合磯子支店の業務に支障が生じないようにすること。

なお、仮設投票所を当区に引き渡した後、当区から引き渡しを受けるまでの間は、やむを得ない場合（例 緊急事態）を除き、室内に入らないこと。

(5) その他疑義が生じた場合は、別途協議して定めることとする。

仮設投票所 レイアウト

(JA横浜磯子支店側)



※コンセントの位置(1箇所当たりの差込口数は2個。)については、別途協議するものとする。(地面はアスファルト)

(注1) 柱を仮設投票所の室内(壁部分を除く)に設置しないこと

(注2) 建築基準法第28条の2で規定する居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置については、適切な措置を講じること

第 20 投票区 (J A 横浜磯子支店) 仮設投票所 付近見取図

